

埼玉労働基準局 第11号  
令和4年3月15日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、多様な労働者の働きやすい環境整備の関心の高まりなどの社会状況の変化等を踏まえ、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第29号）が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、別添リーフレットのほか、埼玉労働局ホームページに掲載した関係資料も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

※関係資料はこちらの埼玉労働局ホームページアドレスに掲載しております。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2021/20220307-1.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/topics/2021/20220307-1.html)

